

児童生徒の編入学（外国・海外現地校・日本人学校等より）・転入学（市外の公立小中学校より）
日本語の能力、生活・学習状況・適応状況等の把握

日本語指導が必要である児童生徒

- ①日本語で日常会話が十分にできない
- ②日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている

初来日で日本語がわからない児童生徒

左記以外で日本語指導が必要な児童生徒

日本語初期指導教室（稚松小学校内 れいんぼーるーむ）

学校教育に必要な生活指導や初期的な日本語（サバイバル日本語）指導を一定期間集中的に実施する

- ・ 学校生活指導（持ち物、給食、掃除、日課等）
- ・ 日本語指導（ひらがな、カタカナ、あいさつ、日常会話、漢字等）
- ・ 簡単な文章の読み書きや計算
- 室長・担当教諭による指導
- 日本語指導補助講師の常駐（ポルトガル語）
- ◇ 日本語適応指導教室の出席は、在籍校の出席とする。
- ◇ 通級期間は、原則3ヶ月までとする。
- ◇ 通級の終了については、個人の指導記録に基づいた認定会議にて決定する。
- ◇ 通級については、保護者の責任のもとで行う。
- ◇ 修了後、設置校区内に居住する児童の通級も可能とする。

日本語通級指導教室

（芦城小・第一小）

- 設置校区に居住する児童
- ・ 芦城小学校ぐれーぷるーむ
- ・ 第一小学校あっぷるるーむ
- 担当教諭による指導
- 日本語指導補助講師の巡回による支援（ポルトガル語）

日本語通級指導教室

（稚松小）

- 設置校区に居住する児童
- ・ 稚松小学校れいんぼーるーむ

左記以外の校区に居住する児童生徒

- ・ 在籍学級
- 日本語支援員の巡回による支援
- 日本語指導補助講師の巡回による支援（ポルトガル語）

通級も可

日本語初期指導教室修了後